

3 自動車NOx・PM法の対策地域について

平成13年6月27日に公布されました「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）」（自動車NOx・PM法）に基づく、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」といいます。）の指定については、次の考え方をもとに選定されました。

法律（自動車NOx・PM法）

自動車交通が集中している地域で、大気汚染防止法等による従来の措置（工場・事業場に対する排出規制及び自動車1台ごとに対する排出ガス規制等）のみでは、二酸化窒素（NO₂）及び粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準の確保が困難であること。

中央環境審議会答申（平成12年12月）

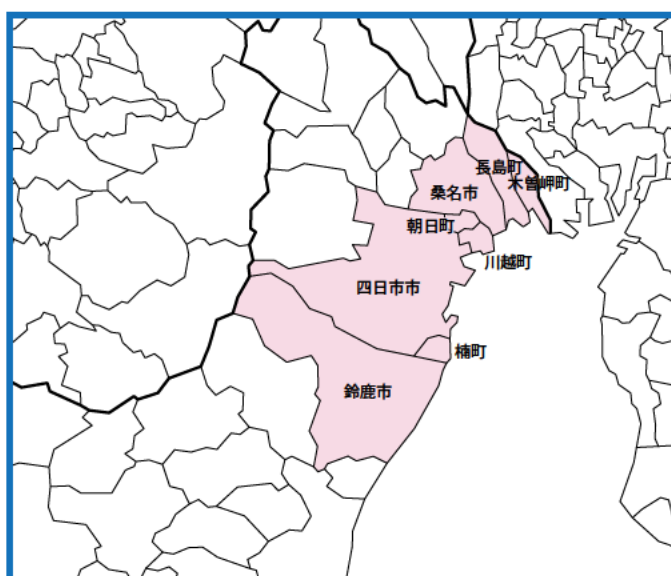
走行量密度、自動車保有台数及び窒素酸化物（粒子状物質）排出量密度がいずれも全国平均の3～4倍以上の要件を満たす市町村がまとまりをもって存在し、地域的に一体と考えられる地域を選定する必要がある。

具体的には、従来の自動車NOx法の特定地域である首都圏及び阪神圏の6都府県196市区町村に加えて、愛知県内の61市町村及び三重県内の8市町等を追加し、8都府県276市区町村が、平成13年12月14日に指定されました。（平成13年12月15日施行）

対策地域

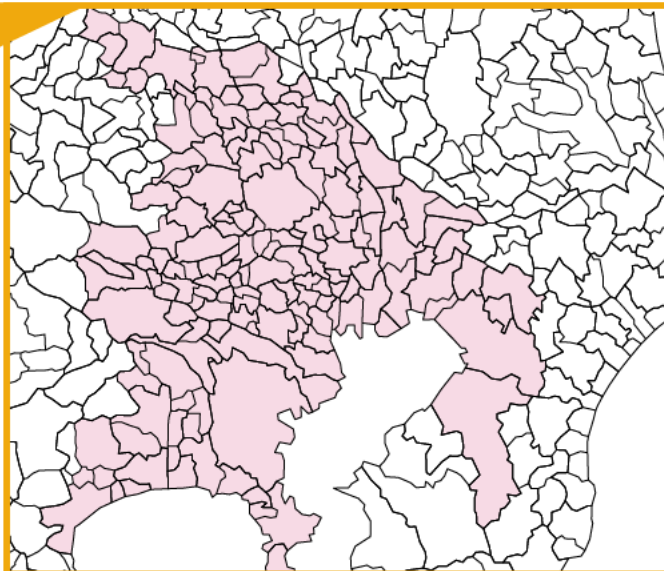
三重県（8市町）

四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曾岬町、楠町、朝日町及び川越町

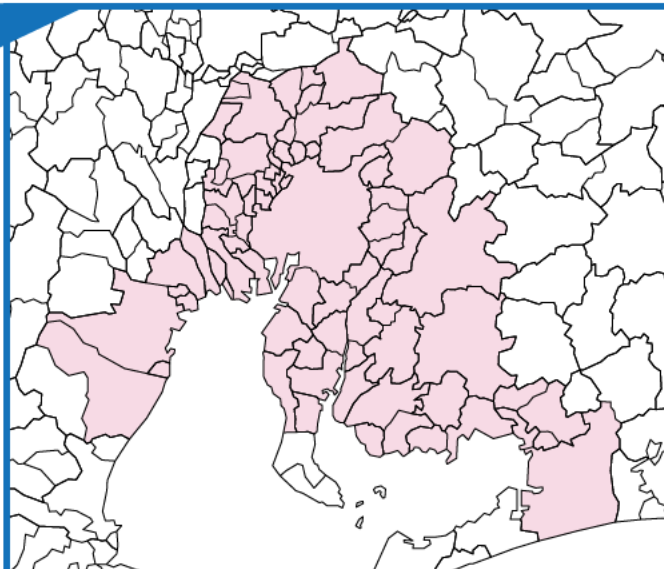


■ 対策地域 (8都府県 276市区町村)

首都圏



愛知・三重圏



大阪・兵庫圏

